



09 厚生労働省(特区第10次 最終回答)

Table with 14 columns: 管理番号, 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管(関係府庁). Rows include medical department staff reduction, medical insurance, advanced medical care, medical license, foreigner medical support, disaster relief, and disaster support.

09 厚生労働省(特区第10次 最終回答)

Table with 17 columns: 管理番号, 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管関係府庁. The table contains 10 rows of detailed responses regarding various public services and regulations.

09 厚生労働省(特区第10次 最終回答)

Table with 17 columns: 管理下, 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類の見直し, 措置の内容の見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管(関係府庁).





09 厚生労働省 (特区第10次 最終回答)

Table with 15 columns: No., Management, Specific measures for realizing specific measures, etc., Legal provisions, Current status of measures, Specific content of proposals, Specific implementation content of specific measures, Reasons for proposals, Classification of measures, Content of measures, Responses to proposals from prefectural governments, Re-examination requests, Opinions from proposal owners, Measure classification, Re-examination requests from prefectural governments, Re-examination requests, Re-examination requests, Opinions from proposal owners, Re-examination requests from prefectural governments, Proposal management numbers, Proposal owners, and Responsible agencies. The table contains detailed responses to various proposals regarding vocational training, labor management, and social security.





09 厚生労働省 (特区第10次 最終回答)

Table with 14 columns: No., Management, Specific measures for necessary measures, Relevant laws, Current status, Proposed content, Specific implementation, Reasons, Classification, Content, Government response, Review request, Stakeholder opinion, Response from government, Further review request, Stakeholder opinion, Review classification, Content of response, Stakeholder opinion, Review classification, Content of response, Proposed item number, Stakeholder organization, Agency in charge of policy. Rows 0-10 cover topics like foreign worker insurance, child support, childcare requirements, and kindergartens.



Table with 15 columns: 項目, 具体的な事業を実現するために必要な措置(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 提案の具体的内容, 具体的事業の実施内容, 提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類/見直し, 措置の内容/見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類/見直し, 措置の内容/見直し, 各府省庁からの再々検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, 措置の分類/見直し, 措置の内容/見直し, 提案事項管理番号, 提案主体名, 制度の所管/関係官庁. Rows contain details for various social welfare programs including dementia care, disaster prevention, elderly care, and employment support.

09 厚生労働省 (特区第10次 最終回答)

| コト<br>管理<br>下 | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)          | 該当法令等   | 制度の現状   | 提案の具体的内容  | 具体的事業の実施内容  | 提案理由  | 措置の分類 | 措置の内容  | 各府省庁からの提案に対する回答  | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 措置の分類の見直し  | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | 再々検討要請 | 提案主体からの再意見 | 措置の分類の見直し | 措置の内容の見直し | 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 | 提案事項管理番号     | 提案主体名       | 制度の所管関係官庁 |
|---------------|----------------------------------|---|---|---|---|---|-------|--|--|-------|-----------|--|-----------|--------------------|--------|------------|-----------|-----------|---------------------|--------------|-------------|-----------|
| 090630        | 民間企業による介護福祉士養成施設の設立を可能とする。       | 介護福祉士養成施設等指導要領取扱い規則第1条(1) 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項 | 介護福祉士養成施設の設置主体については、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とするとしている。 | 現在民間企業による介護福祉士養成施設の設立は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人を多く受け入れ、資格取得を可能とする。 | 介護従業者は慢性的な不足状態の上に、質の低下を危惧される状態にあり、今後その充足のため、実践に重点をおいた教育及び常勤力豊かな人材育成を行うため、介護従業者希望者、特に外国人介護従業者に対して介護福祉士等の資格取得のための専門学校を民間企業にて運営し、当該施設において就労場所も同時提供し、彼らの生活の安定を図る。又、既資格取得者に対し、認知症介護の専門家として再教育を行い、ターミナルケアを含む認知症介護の発展を目指す。(別紙詳細添付)                                   | 交通の利便性に加え、歴史的文化的財も多ある土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉強両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性化に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付) | C     | 介護福祉士養成施設の設置主体については、事業の十分な継続性、安定性を担保するため、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則としているところである。介護福祉士の在り方については、介護福祉士資格の取得方法も含め、全面的な見直しを行うこととしており、成案が得られれば、次期通常国会に社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案を提出する予定である。この制度改正に併せて、養成課程における教育内容の全面的な見直し、養成施設の要件の見直しを行う方針であるので、民間企業(営利法人)による養成施設の設置の可否についても、その中で検討して参りたい。  | 次期通常国会で介護福祉士法の改正案を提出することであるが、年明けの通常国会を意味しているのあれば、すでに一定の結論が出されていると想定されるが、具体的な検討状況をお聞かせ願いたい。 |       | C         | 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方については、社会保障審議会福祉部会において審議したとき、12月12日に、特にその養成の在り方を中心とした制度の見直しの方向について、意見書が取りまとめられたところである。これを受けて、次期通常国会に、介護福祉士資格の取得方法の見直し等に關し、所要の法律案を提出する予定である。 |           |                    |        |            |           |           |                     | 1076012      | ウェルコンサル株式会社 | 厚生労働省     |
| 090640        | 外国人介護従業者に対し、入学資格を緩和し、資格取得を可能とする。 | 出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令                                       | 介護業務に従事することを目的とした在留資格は存在しない。                        | 現在民間企業による介護福祉士養成施設の設立は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人を多く受け入れ、資格取得を可能とする。 | 介護従業者は慢性的な不足状態の上に、質の低下を危惧される状態にあり、今後その充足のため、実践に重点をおいた教育及び常勤力豊かな人材育成を行うため、介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉強両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性化に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付) | 交通の利便性に加え、歴史的文化的財も多ある土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉強両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性化に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付) | C     | 外国人介護福祉士の我が国での就労については、次の理由から認められない。<br>・介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく(同一労働市場を形成しているため、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護福祉士だけでなく、日本人介護労働者全体の機会・代替が生じること。<br>・将来的にも、国内の供給余力が常に労働力需要を上回るが見込まれる中、外国人介護福祉士を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会を喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大いに懸念される。<br>・介護分野において低労働条件が固定化すれば、介護サービスの質的向上を阻害すること |  | C     |           |  |           |                    |        |            |           | 1076013   | ウェルコンサル株式会社         | 警察庁<br>厚生労働省 |             |           |